

三島市パブリック・コメント制度実施要綱の考え方

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント制度に関し必要な事項を定めることにより、市民等への説明責任の徹底及び市の政策形成過程における市民参画の機会の拡大を図り、もって行政運営における公正の確保及び透明性の向上に資するとともに、市民等との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

【解説】

本制度の目的は、行政が政策等を策定する場合、その案を事前に明らかにし、市民等からその案に対する意見等の提出を受け、その意見等を考慮して最終的な案を決定していくことを公表していくこと、また提出された意見等に対する行政の考え方を併せて公表していくことで、市民の行政参画の機会を拡大するとともに、市民等に対する説明責任を果たし、行政運営の公正性の確保と透明性の向上を図ろうとするものである。

また、本制度は、提出された意見に必ずしも拘束されるものではなく、賛成、反対の意見の多寡で意思決定を判断する住民投票のようなものでもない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリック・コメント制度 市の基本的な政策の策定に当たり、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見を求め、提出とされた意見を考慮して実施機関の意思決定を行うとともに、その意見に対する実施機関の考え方等を公表する制度をいう。
- (2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (3) 市民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有すると実施機関が認めたもの

【解説】

- (1) 平成11年度から国において「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」いわゆるパブリック・コメント手続が実施されて以来、一般的に認知されてきている呼称である「パブリック・コメント」を制度の名称に用いるものである。
- (2) 実施機関とは、この要綱によりパブリック・コメント制度を実施する市の機関をいう。この制度に全庁あげて取り組む市の姿勢を明確にするため、例外を最小限度にしてある。具体的には、三島市情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関から議決機関の議会を除いたものである。審査機関の公平委員会と固定資産評価審査委員会は、現状ではパブリック・コメント制度の対象となる事案は想定できないが、除外しなければならない明確な理由もないため、対象範囲に含めている。

- (3) 議会は、市民から直接選挙により構成される機関であり、また行政機関がパブリック・コメント手続を経て意思決定をした政策等の案の審議機関であることから、この制度の実施機関には含めない。
- (4) 本市に在住、在勤、在学する者のほかに本市以外に居住する利害関係者なども広く「市民等」として位置付け、パブリック・コメント制度の対象となる事案に意見提出できるものとする。

(対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるもの(以下「政策の策定」という。)について、パブリック・コメント制度を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な施策に関する計画及び方針の策定又は変更
- (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の作成
- (3) 市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例(市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃に係る案の作成
- (4) その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと実施機関が認めるもの

【解説】

対象事項は、基本的に市民生活や事業活動に直接かつ大きな影響を与えるもので、市内全域または全市民等を対象とするものをいう。職員の給与に関するものなど行政内部にのみ適用されるものは対象外とする。

- (1) 第1号の「市の基本的な施策に関する計画及び方針の策定又は変更」については、将来の市の施策の基本方針、基本事項を定める計画や指針などをいい、その名称については基本構想、計画、方針など特に問わない。なお、道路(〇〇町の道路改修など)、河川(△△川の〇〇町付近の改修など)、公園(利用対象者が地区に限定される公園の整備)などの個別地域での整備事業については原則対象外とするが、基本的な考え方が市内全域または全市民等を対象とするものについては対象となる。

学校施設等、法令等により施設の整備基準が定められている施設に係る手続は不要であると考えられるが、これらの施設に不特定多数の者の利用を想定した市独自の利用方法を付加する計画を検討する場合(学校施設にコミュニティ施設等の併設を検討するような場合)にあっては、手続の対象とすることが望ましい。

具体的な計画、指針の例として、市には「三島市総合計画」「三島市環境基本計画」「三島市男女共同参画プラン」「三島市情報化基本計画」などの計画があるが、これらの計画などを新しく策定、改定しようとする場合は対象となる。

また、「健康都市宣言」「地球温暖化防止都市宣言」のような宣言、憲章なども対象となる。

- (2) 「市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃に係る案の作成」については、市政全般や個別の行政分野における基本理念など市の進むべき方向性を定めるものをいう。

具体的には、「三島市情報公開条例」「三島市個人情報保護条例」「三島市環境基本条例」などの市政を推進する上での共通の制度があるが、これらの条例などを制定、改廃しようとする場合は対象となる。

- (3) 「市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定又は改廃に係る案の作成」については、広く市民等に適用される規制を定める地方自治法第14条第2項に基づく条例

を指す。

具体的には、「三島市都市景観条例」「三島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」「三島市火災予防条例」「三島市飼い犬条例」「三島市法定外道路管理条例」などがあるが、これらの条例などを新しく策定、改廃しようとする場合対象となる。

また、「市税の賦課徴収並びに分担金、負担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、地方自治法第74条第1項の規程で、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについて条例の制定・改廃の対象外となっており、市民に義務を課すものに該当はするが、これらの金銭賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める意見が多数を占める可能性が高く、賛否を問うことは、パブリック・コメント制度の趣旨に合致しないことなどから、対象から除外する。

(4)「その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼすと実施機関が認めるもの」については、広く市民等に適用される規則や要綱等が当てはまり、特定の者などに対する個別的、具体的な処分は対象とならない。

具体的には、「市道の路線認定（編入）・変更又は廃止に関する基準」「三島市土地利用事業に関する指導要綱」などがあるが、これらを新しく策定、制定または改定しようとする場合は対象となる。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリック・コメント制度を実施しないことができる。

- (1) 政策の策定が緊急を要すると認められるとき。
- (2) 政策の策定の内容に実施機関の裁量の余地が少ないと認められるとき。
- (3) 政策の策定の内容が軽微なものであると認められるとき。
- (4) この要綱に定める手続と類似した意見聴取その他の手続が、法令又は条例若しくは規則により定められているとき。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項に規定する直接請求に係る事件を議会に付議するとき。

【解説】

(1)「緊急を要すると認められるとき」とは、パブリック・コメント制度実施に伴う所要時間の経過などにより、政策等の効果が損なわれるなどの理由で、パブリック・コメント制度を経る時間的余裕がない場合をいう。具体的には、災害対策など緊急に対応する必要がある場合などに限られる。

なお、「緊急を要すると認められるとき」については、その事由が止んだ後または政策実施後に市民等から意見等を聴くよう努めるものとする。

(2)「実施機関の裁量の余地が少ないと認められるとき」とは、上位法令や国、県の計画にその内容が詳細に規定されており、その規定に沿った決定をしている場合をいう。

(3)「軽微なものであると認められるとき」とは、大幅な改正または基本的な事項の改定を伴わないものや上位の計画などの変更を伴う一部の表現変更をする場合をいう。

(4)「類似した意見聴取その他の手続が、法令又は条例若しくは規則により定められているとき」とは、法令などの規定により公聴会の開催などの実施が義務付けられている場合をいう。た

だし、出された意見等に対する「説明責任＝実施機関の考え方を示す」という点において、パブリック・コメント制度を実施した場合と同様の効果が期待できるよう努めなければならない。

また、法令などの規定に基づかない実施機関の裁量で公聴会を実施する場合は、法令などの規定による開催ではないため、パブリック・コメント制度を実施する必要がある。

[法令により公聴会の開催などが定められている場合の例]

都市計画法では、都市計画決定については都市計画案の作成時に公聴会を開催すること、都市計画案を2週間縦覧し、当該案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議されることが規定されている。

[具体的な手法は限定されていないが法令により意見聴取が規定されている例]

次世代育成支援対策推進法第8条第3項では、「市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。このような場合は、パブリック・コメント制度を実施する必要がある。

(5)「地方自治法第74条第1項に規定する直接請求に係る事件を議会に付議するとき」とは、市民から条例の制定等直接請求され、市民が作成した条例案を議会に上程する場合をいう。

この場合、条例案を議会が審議し、選挙権を有する市民の50分の1以上の署名により請求された条例案であるため、民意が反映されていると判断しパブリック・コメントを行ったものとみなす。

(政策案等の公表等)

第5条 実施機関は、政策の策定をしようとするときは、その意思決定前に相当の期間を設けて、当該政策の策定に係る案(以下「政策案」という。)を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、併せて次に掲げる事項に関する資料を公表するものとする。

- (1) 政策案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 政策案を作成した際の実施機関の考え方
- (3) その他実施機関が必要と認める事項

3 実施機関は、第1項に規定する公表をするときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (2) その他実施機関が必要と認める事項

4 第1項に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関が指定する場所における閲覧又は資料の配布
- (3) 市広報紙への掲載その他の実施機関が必要と認める方法

【解説】

(1)「相当の期間」とは、決定期限などを考慮し内容の修正ができ、意見に対する考え方を提示できる十分な期間をいう。

(2) 公表時期は、政策等の決定期限などを考慮し、内容の修正など提出された意見を反映することが十分可能な素案の段階に実施する。

(3) 公表する案は、作成された案そのものに限らず、その内容がわかるものであれば差し支えない。公表する案及び資料は、市民等がその内容を十分理解できるようわかりやすいものとし、意見提出がしやすくなるよう配慮するとともに、適切な判断ができるよう必要かつ十分な量を提供するものとする。

また、条例案については、単に条文のみを公表するだけでなく、市民等にわかりやすいように「考え方」等を示すものとする。

(4) 案の公表に併せて公表する「その他の資料」として、実施機関が必要に応じて準備する。

ア 当該政策の概要

イ 根拠となる法令

ウ 計画の策定又は改定にあつては、上位計画の概要

エ 当該政策等の実施に伴い予測される影響の程度、範囲

オ 附属機関などで審議された概要もしくは報告、答申の内容

カ 公聴会で出された意見等の内容

(5) パブリック・コメント制度の実施を広く市民等に周知する方法として、本条第4項各号に掲げるものの以外に、報道機関への資料提供なども積極的に行うものとする。また、「実施機関が指定する場所における閲覧又は資料の配布」とは、市民が資料を必ず閲覧又は入手できるよう、所管課、行政課、情報公開コーナーに備え付けるものとするが、各実施機関が政策等の内容、対象者などを考慮したうえで、公民館などその他必要と考えられる施設において閲覧または配布することとする。

(予告)

第6条 実施機関は、前条第1項に規定する公表に先立ち、パブリック・コメント制度の実施を予告するものとする。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。

2 前項に規定する予告は、次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

(1) 政策案の名称

(2) 意見の募集を行う予定時期

(3) 政策案の入手方法

【解説】

より多くの意見を求める上で、意見聴取の予定や機会があることを事前に周知しておくことは、市民の関心を高める効果が期待できるため、パブリック・コメント制度の実施前にパブリック・コメント制度により意見提出の機会があることを事前に市民等に予告する。

(意見の提出)

第7条 第5条第3項第1号に規定する提出期間は、30日を下回らないものとする。

2 政策案についての意見の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(5) その他実施機関が適当と認める方法

3 意見を提出しようとする市民等は、住所、氏名、連絡先その他実施機関が必要と認める事項を明示しなければならない。

【解説】

(1) 意見提出期間については、その期間を長くした場合、提出される意見等も多くなることが見込まれるが、政策等の策定に迅速性を欠くことが想定されるため、共通のルールとして「30日以上」をひとつの目安とする。政策等を策定していく場合は、意見提出期間として30日以上の間を事前に想定し、最終的な政策決定が行えるよう、余裕をもったスケジュールを定めていくものとする。

(2) 意見等の提出方法については、案の公表時に必ず明示するものとする。意見等の提出の「実施機関が指定する場所への書面の提出」とは、基本的には所管課であるが、各実施機関が政策等の内容、対象者などを考慮したうえで、生涯学習センター、公民館などその他の施設を持参場所とすることは可能である。

また、「その他実施機関が適当と認める方法」には、宅配便などが含まれる。

なお、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)が平成17年10月21日に交付され、当該整備法により見直し等のあった事項として、本要綱の改正前の第7条第2項における政策案についての意見の提出方法のうち第1号に掲げられていた「郵便」が見直し事項に該当したため、平成19年8月20日付けで当該条文を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便」と改正し、平成19年10月1日から施行された。

(3) 市民等に責任ある意見等の提出を求める趣旨から、原則として住所、氏名または団体名、連絡先の掲載を求めるものとする。匿名による場合は、実施機関の考えは示さなくてもよいものとする。

なお、電話など口頭による意見の申し出については、市民等からの意見の内容が不明確になる恐れがあるため、その場で書面による提出を求めるなど適切に対応するものとする。あくまでも口頭による申し出に固執した場合は、対応者が申し出の内容を取りまとめうえ、参考意見として受け付けるが、実施機関の考え方は示さなくてよいものとする。

身体障害者からの申し出や視覚障害者などからの録音テープ、点字などの提出があった場合は、受付し適切に処理するものとする。

(提出された意見の取扱い)

第8条 実施機関は、提出された意見を考慮して、政策の策定に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。この場合においては、第5条第4項の規定を準用する。

(1) 提出された意見の概要

(2) 提出された意見に対する実施機関の考え方

(3) 政策案を修正したときは、その修正の内容及び理由

3 実施機関は、前項に規定する提出された意見の概要等の公表を行うことにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の概要等の全部又は一部を除くことができる。

【解説】

- (1) 市民等から提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うもので、政策等に対する賛否を問うものではなく、賛成、反対の意見数により安易に政策等に意見等を取り入れるものではない。提出された意見等の内容を十分に考慮し、政策等に取り入れるものとする。単に賛否の結論だけを示した意見については、実施機関の考え方は示さないものとする。
- (2) 提出された意見等を踏まえて、公表した案を修正した場合には、その修正内容及び修正理由を公表するものとする。
- (3) 市民等から提出された意見等については、原則としてすべて公表対象とするが、原案と関係のない意見、第三者を誹謗中傷するものなどについては公表しないものとする。
- (4) 市民等から提出された意見等を公表する場合、必ずしも原文そのものを公表する必要はなく、必要に応じて意見の趣旨から外れないよう要約し、また複数の同様な意見があった場合は、まとめて各々の意見等に対する実施機関の考え方とともに公表する。
- (5) 意見等の公表にあたっては、意見等を提出した市民等の住所、氏名、電話番号など個人に関する情報など三島市情報公開条例第8条に規定する不開示情報に該当するものは公表しない。
- (6) 手続の実施により実施機関の考え方並びに政策等の案を修正した場合、その修正内容を再度手続にかける必要はない。

(実施状況の公表)

第9条 市長は、パブリック・コメント制度の実施に係る政策案について、その一覧を作成し、市ホームページへの掲載等により公表するものとする。

【解説】

市民がいつ、どのような案件がパブリック・コメント制度の対象になっているかを容易に知ることができるように、パブリック・コメント制度を実施するもの、実施しているもののほか、既に手続を終了したものについて、その実施案件や実施状況を一覧にする。なお、一覧表を作成し、公表する事務は、行政課が行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、パブリック・コメント制度について必要な事項は、別に定める。

【解説】

- (1) パブリック・コメント制度は、実際に政策等を策定する所管課が事務手続を行っていくが、制度を適正かつ円滑に実施していくため、制度の統括、管理は行政課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、制度の実施について必要な事項があれば、別に定め統一の

ルールで実施する。

この要綱の施行の際現に立案過程にある政策の策定については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

- 1 この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に立案過程にある政策の策定については、この要綱の規定は適用しない。

【解説】

平成 19 年 4 月 1 日以降に政策等を策定する場合は、この要綱に基づくパブリック・コメント制度を実施するものとする。

また、施行日において、既に策定過程にある政策等については、今後のスケジュール等に配慮し、この要綱に基づくパブリック・コメント制度の実施は義務付けられないが、政策等の策定時期、策定過程、実施時期などを考慮して、できるだけパブリック・コメント制度に準じて、最終案の公表や提出された意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表するよう努めるものとする。

附 則(平成19年8月20日制定)

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年3月25日制定)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。